

廃第1042号-3  
令和6年11月26日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都江戸川区東葛西一丁目19番3号 有限会社酒井興業（取締役 酒井 林太郎） （法人番号6011702004645）
許可の番号	第01200153478号
処分の年月日	令和6年11月26日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	有限会社酒井興業及び同社の役員は、法第25条第1項第6号及び第32条第1項第2号の規定により、同社は罰金刑、同人は懲役刑及び罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から第27条まで又は法第32条第1項（法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）及び法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ハ及びニ（法第25条から第27条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第1号及び第2号に該当する。

千葉県環境生活部  
廃棄物指導課監視指導室  
TEL 043-223-2684

廃第1043号-3  
令和6年11月26日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	埼玉県上尾市柏座四丁目4番19号 株式会社北陽（代表取締役 小田切 健治） （法人番号3030001041673）
許可の番号	第01200154739号
処分の年月日	令和6年11月26日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社北陽は、破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

千葉県環境生活部  
廃棄物指導課監視指導室  
TEL 043-223-2684